

3) 景観関係

① 都市計画法に基づく風致地区及び景観法並びに北九州市都市景観条例により指定されている地区

対象事業実施区域及びその周辺における、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区並びに「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）及び「北九州市都市景観条例」（平成 20 年条例第 52 号）により指定を受ける地区は図 3.2-19 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、「景観法」及び「北九州市都市景観条例」に基づく景観形成誘導地区に指定されている。

4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周辺には「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林は存在しない。

② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-20 に示すとおりである。

③ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周辺における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-20 に示すとおりである。

④ 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周辺には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地は存在しない。

⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全区域は存在しない。

⑥ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく対象区域

対象事業実施区域及びその周辺は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（令和 4 年法律第 55 号）に基づく宅地造成等工事規制区域に指定されている。

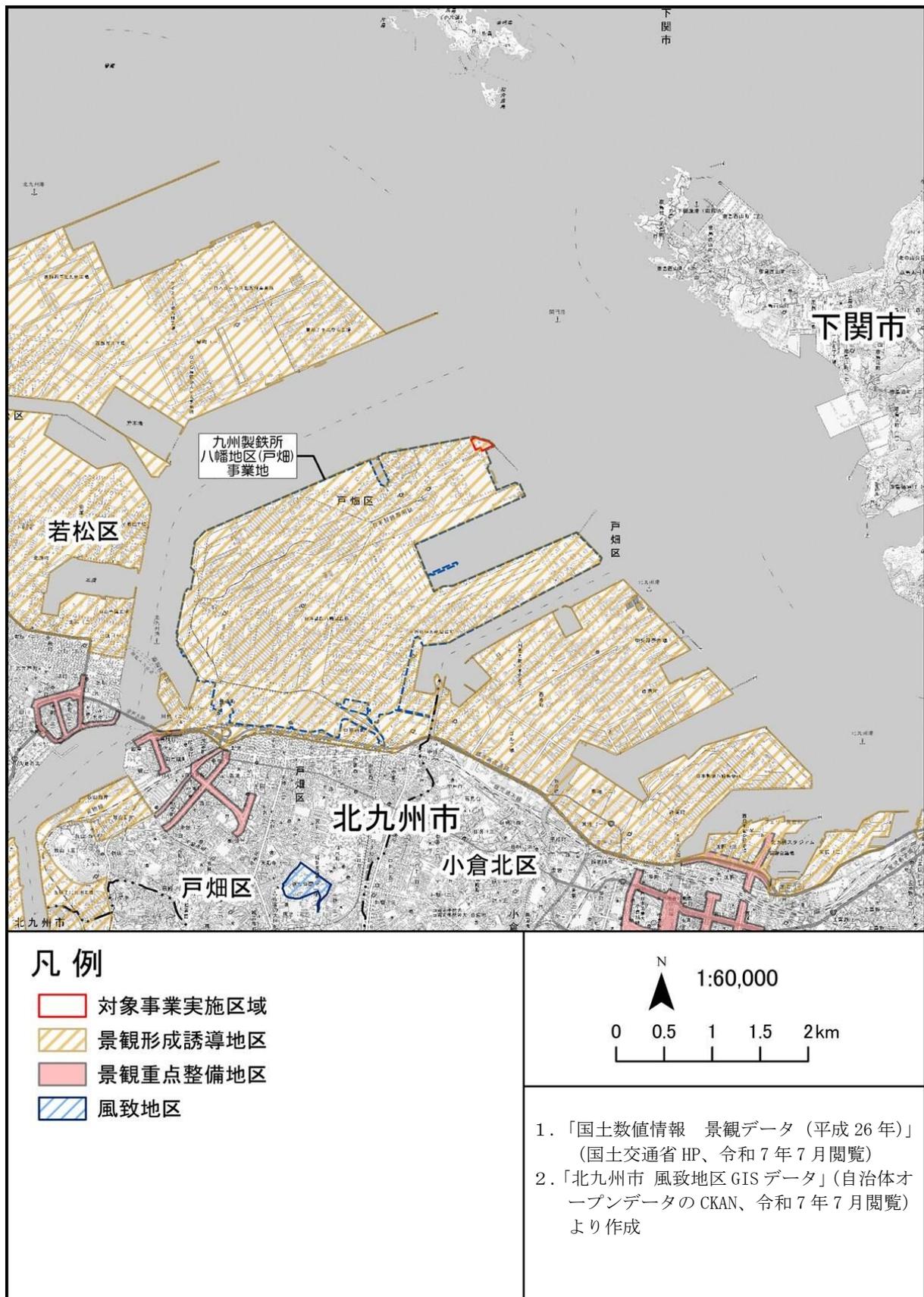


図 3.2-19 風致地区等の指定の状況

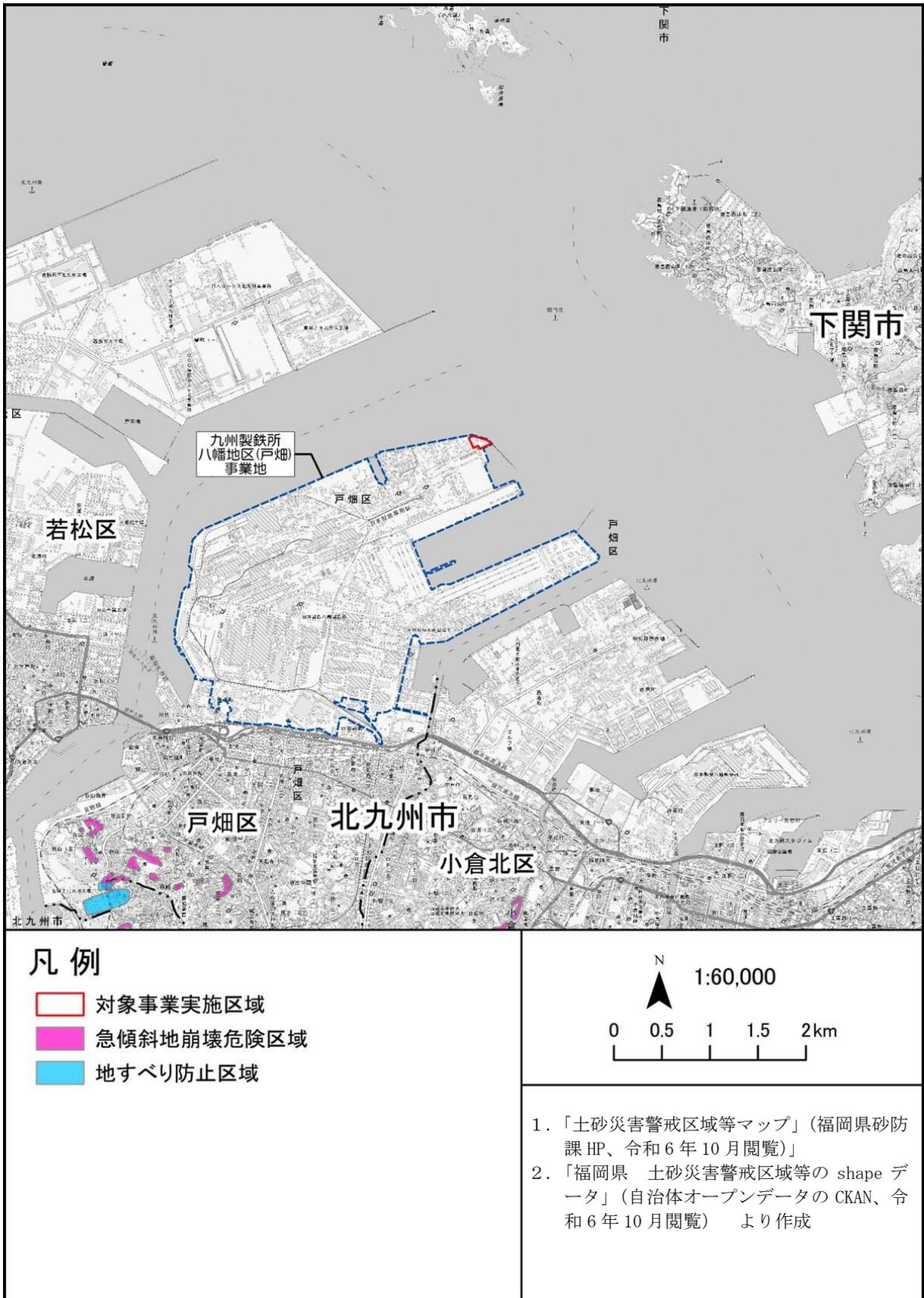


図 3.2-20 急傾斜地崩壊危険区域等の指定の状況

(白紙のページ)